平成２４年（フ）第１５５号
富山市森２丁目10番18号
債務者　梶野　幸子
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５７号
富山市水橋舘町212番地９　県営住宅２棟103号
債務者　安川さちゑ
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６０号
富山市山室17番地１
債務者　寺上　香織
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５５号
広島県福山市田尻町2977番地７
債務者　住吉　　貢
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１２６０号
名古屋市瑞穂区田辺通６丁目15番地の３
債務者　松林香奈子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３７２０号
大阪府枚方市長尾家具町３丁目３番地の10、前住所大阪府枚方市甲斐田東町12番14―13号
債務者　横大路恭弘
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５７号
栃木県真岡市八木岡256番地２
債務者　直井　郁恵
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３９２号
栃木県日光市鬼怒川温泉滝810―２　あさやアメニティハイツ１号棟402号室、住民票上の住所神奈川県座間市南栗原４丁目21番12号グリーンハイツかしわ台Ａ棟201号
債務者　巻嶋　朝美
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３９８号
栃木県栃木市川原田町940番地１　グランドハイツＡ202号室、前住所栃木県さくら市上河戸535番地
債務者　寺内　俊介
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４０１号
栃木県宇都宮市立伏町75番地117、前住所栃木県宇都宮市立伏町739番地32
債務者　武井　真一
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１８２号
横浜市港北区師岡町495番地５　藤和シティホームズ大倉山東104号
債務者　赤井　泰三
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１８３号
横浜市港北区師岡町495番地５　藤和シティホームズ大倉山東104号
債務者　赤井眞由美
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３９８号
横浜市港北区新羽町1102番地　プロニティ柿ノ木コート205
債務者　古屋　幸治
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５１号
愛知県岡崎市上地３丁目９番地24　ハイツ上地２―Ｅ、前住所愛知県岡崎市正名町字西之切57番地　ビューフォート岡崎303
債務者　志和池隆行
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月３日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２５２号
愛知県岡崎市上地３丁目９番地24　ハイツ上地２―Ｅ、前住所愛知県岡崎市正名町字西之切57番地　ビューフォート岡崎303
債務者　志和池美裕記
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月３日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係